

通行制限区分図（国際海上コンテナ車（40ft背高）の特殊車両通行許可を不要とする区間）

首都高速道路で特殊車両通行許可不要とされる区間については以下の必要な要件（※）を満たした国際海上コンテナ車（40ft背高）の通行に限り、許可なく通行できます。

- ※ 要件 ①国際海上コンテナであることを証明する書類の携行
②業務支援用ETC2.0の装着及び登録

【凡例】

■：指定道路（国際海上コンテナ車（40ft背高）の特殊車両通行許可を不要とする区間）



【ご注意】

- ・大型車はY八重洲線を通行することができません。